

医療計画及び介護保険事業（支援）計画の整合性の確保について

1 趣旨

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、平成26年9月12日、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を策定。平成28年12月26日、平成30年度からの医療計画と介護保険事業（支援）計画の同時開始を見据え、一部改正を行った。
- 一部改正のポイントとして、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を確保するため、次の事項等が明記された。
 - ・ 計画の作成体制について、関係者の協議の場を設けること
 - ・ 病床の機能分化・連携の推進に伴う在宅医療等の新たなサービス必要量について、両計画の整合性を確保し、医療・介護の提供体制を整備すること
- 両計画の整合性の確保については、医療計画における在宅医療等の整備目標と介護保険事業（支援）計画におけるサービス量の見込みを整合的に定めることが必要とされている。

2 整備目標及サービス量の見込みの基本的な考え方

- 昨年10月に策定した地域医療構想で定めた慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換による追加的需要について、在宅医療や外来診療での対応、介護医療院をはじめとする介護施設での対応等、地域の実情に応じて適切に受け皿を整備する必要があり、その必要量を踏まえた医療計画の整備目標と介護保険事業計画のサービスの見込み量を整合的に設定する。

3 今後のスケジュール

- 9月上旬：市町への情報提供
 - ・ 国から示された新たな追加的需要
 - ・ 県で調査した療養病床から介護医療院などへの転換意向調査結果
- 9月下旬～10月中旬：医療・介護の協議の場
 - ・ 市町ごとのヒアリングの実施や地域医療構想調整会議
- 10月下旬～11月上旬
 - ・ 第4回香川県保健医療計画作成等協議会において、計画素案として提示